



平成30年5月11日

各 位

会 社 名 大井電気株式会社
代表者の役職名 取締役社長 石田 甲
コード番号 6822
問 い 合 せ 先 管理統括 田中 繁寛
045-433-1361

役員退職慰労金制度廃止および譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、その一環として役員退職慰労金制度を廃止し、同時に譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成30年6月26日開催予定の第94期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度廃止について

(1) 役員退職慰労金制度廃止の理由

当社の現在の役員報酬制度は、内規に基づく基本報酬の他、前期の当期純利益等を勘案して決定する賞与、および中長期的な功労報償等である退職慰労金により構成されておりますが、当社は、より一層の企業価値向上に資する役員報酬制度の改定を企図し、株主の皆様との価値の共有、中長期的な発展と役員報酬の連動性を高めるインセンティブプランとして、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」という）および監査役（非常勤を除きます。以下「対象監査役」という）を対象とした退職型の譲渡制限付株式報酬制度の導入とあわせ、役員退職慰労金制度を廃止するものです。

(2) 制度廃止日

本株主総会終結の時をもって廃止することといたします。

(3) 関連付議事項

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、本株主総会終結後も引き続き在任する対象取締役および対象監査役に対し、制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打切り支給することを本株主総会に付議する予定であります。なお、支給時期につきましては、各対象取締役および各対象監査役の退任時とする予定であります。

(4) 業績に与える影響

当社は、従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

2. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます）および監査役（非常勤を除きます）に、当社の企業価値および株主価値の中長期的かつ持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、当社株式の保有を通じた株主の皆様との一層

の価値共有を進めることを目的としております。

(2) 導入の条件

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます）および監査役（非常勤を除きます）に対して譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお平成 25 年 6 月 27 日開催の第 89 期定時株主総会において、取締役の報酬等の額は年額 1 億 2 千万円以内、監査役の報酬等の額は年額 3 千 6 百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、いずれも当該報酬枠とは別枠にて本制度を新たに導入し、当社の対象役員に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

3. 本制度の概要

- (1) 対象役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。
- (2) 本制度に基づき、対象役員に対して支給する金銭報酬債権の総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で、取締役につき年額 3 6 百万円以内、監査役につき年額 7 2 0 万円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は、取締役につき年 6 5 千株以内、監査役につき年 8 千株以内といたします（なお、本株主総会の決議日以降を効力発生日とする当社普通株式の株式分割・株式併合等を行う場合には、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、発行または処分される当社の普通株式数の総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします。）。
- (3) 本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役または監査役、その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については取締役会において決定し、各対象監査役への具体的な支給時期および配分については監査役の協議によって決定いたします。
- (4) また、本制度により発行または処分される当社の普通株式の 1 株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定いたします。
- (5) なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。
 - ① 対象役員は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役または監査役、その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
 - ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

以上